山口大学医学部附属病院治験審查委員会規則 一部改正新旧対照表

現行(旧)	改正後 (新)
(組織)	(組織)
第3条委員会は、次の委員をもって組織する。	第3条委員会は、次の委員をもって組織する。
$(1) \sim (9)$ (略)	(1)~(9) (略)
2 同条第1項第1号及び第6号の委員は、病院運営審議会の議を経て、病院長が <u>委</u>	2 同条第1項第1号及び第6号の委員は、病院運営審議会の議を経て、病院長が <u>任</u>
<u>嘱</u> する。	<u>命</u> する。
3 (略)	3 (略)